

議案第51号

西脇市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年8月31日

西脇市長 片 山 象 三

（理 由）

地方自治法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

西脇市認可地縁団体印鑑条例（平成17年西脇市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正		改 正	
改	後	改	前
(登録資格) 第2条(略) (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「法施行規則」とい う。）第18条の3第1項第6号に規定する職務代行者 (2)～(4) (略)		(登録資格) 第2条(略) (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「法施行規則」とい う。）第19条第1項第1号に規定する職務代行者 (2)～(4) (略)	

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。